

第46回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、市内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和3年1月15日（金）15:30～16:20
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」について

令和3年1月13日に、政府が緊急事態宣言の対象区域を拡大しました。三重県については、対象区域とはならなかったものの、生活文化圏を共有する隣県が対象区域となったことから、広域的に感染症対策に取り組むため、1月14日に三重県知事が「三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」」を発出しました。実施期間は2月7日までとしており、桑名市、四日市市及び鈴鹿市は、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請の対象エリアとなりました。これをふまえて、次のとおり対応しました。

(1) 三重県時短要請協力金について（産業政策課）

要請対象となる施設の時短営業に全面的に協力いただいた店舗を対象として協力金を支給する旨、三重県から通知があった。市HPに概要等を周知し、市内飲食店に対しても周知をしていく。（別添①）

(2) 市ホームページのバージョン更新（情報政策課）

「緊急警戒宣言」を広く周知し注意喚起するため、市ホームページのトップページを更新する。

(3) 市役所本庁舎本館への来庁者検温の実施について（管財課）

令和3年1月18日（月）から2月7日（日）までの間、本館の来庁者入口を基本的に南玄関、西玄関に制限し、サーマルカメラによる検温を実施する。

（別添②，③）

(4) 市内中学校の部活動について（教育指導課）

「緊急警戒宣言」の期間中、部活動においても警戒を強化するため、県外の学校との交流の自粛や、他校との交流を行わないこと等を各学校へ通知した。

(5) 市内保育所利用者への注意喚起について（子ども育成課）

飲食の機会や移動に関する注意事項を含め、人権への配慮、医療機関への相談についての通知を利用者へ配布した。

なお、当該通知は多言語翻訳し、外国人利用者へも配布した。

(6) 外国人事業者への情報周知について（市民対話課）

「緊急警戒宣言」で、営業時間短縮要請がなされており、三重県時短要請協力金について、外国人事業者に向けて多言語翻訳した内容を、AmigoSUZUKAに掲載し、周知する。

(7) 偏見や差別の根絶について（人権政策課）

「緊急警戒宣言」をふまえて、市ホームページ等で注意喚起した。

【人権への配慮について】

個人を特定するような行為や不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。